

# 一般社団法人アスリートデュアルキャリア推進機構 賛助会員規則

## 第1条（目的）

この規則は、定款第6条に基づき、一般社団法人アスリートデュアルキャリア推進機構（以下「この法人」という）の賛助会員に関する事項を定めるものとする。

## 第2条（賛助会員）

この法人の設立の趣旨、目的に賛同し、その事業の維持、発展を援助するために、所定の年会費を納める団体および個人をこの法人の賛助会員とする。

## 第3条（議決権）

賛助会員は本法人の総会における議決権を持たない。

## 第4条（賛助会員種別および年会費）

年会費は会員の種別に従い、下記の通りとする。

A-i	個人会員（スポーツ選手または学生）	年額1口	1,000円
A-ii	個人会員（一般）	年額1口	10,000円
B-i	法人会員（学校法人またはスポーツ関連団体）	年額1口	1,000円
B-ii	法人会員（一般）	年額1口	60,000円

## 第5条（入会）

本法人への賛助会員入会に当たっては、本規則を承認のうえ、別に定める入会申込書により当法人に申し込むものとする。

本法人は、入会申込時に届出た内容に基づき審査し、届出事項に虚偽のものがあつた場合や、入会申込書に公序に反する行為があつた場合等、本法人が入会を不相当と判断した場合には入会申込を承認しないことがある。本法人は、個別の非承認に際し、その理由を示す必要がないものとする。入会申込時に会費を納入し、その後本法人が入会を承認しなかった場合、納入した会費は全額返金するものとする。

## 第6条（届出事項の変更）

賛助会員は、入会申込時に届出た内容に変更があつた場合、速やかに本法人に届出るものとし、それ以後も同様とする。

賛助会員が前項により届出を怠つた場合に賛助会員に生じた損害について、当法人は当法人の故意または過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

**第7条**（有効期限）

会員の有効期限は、入金月より次年度同月末までの1年間とし、継続会員については、9月1日から8月31日までとする。

**第8条**（会員の特典）

賛助会員の特典は、会員の種別に従い、別表に定める。

**第9条**（資格喪失）

賛助会員は、定款の第10条に定める事項に該当するとき、その資格を失う。

**第10条**（既納会費）

第5条に掲げる場合を除き、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

**第11条**（補則）

1. この規則の改廃は理事会の決議を経て別に定める。
2. この規則の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

**附則**

1. この規則は2018年1月1日より施行する。